

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年7月1日

【会社名】 株式会社長谷工コーポレーション

【英訳名】 H A S E K O C o r p o r a t i o n

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 池 上 一 夫

【本店の所在の場所】 東京都港区芝二丁目32番1号

【電話番号】 03(3456)3901

【事務連絡者氏名】 経営管理部門 財務・経理・IR担当
常務執行役員 瀨 田 良 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝二丁目32番1号

【電話番号】 03(3456)3901

【事務連絡者氏名】 経営管理部門 財務・経理・IR担当
常務執行役員 瀨 田 良 一

【縦覧に供する場所】 株式会社長谷工コーポレーション 関西
(大阪市中央区平野町一丁目5番7号)
株式会社長谷工コーポレーション 横浜支店
(横浜市西区高島二丁目19番3号(日通商事横浜ビル内))
株式会社長谷工コーポレーション 名古屋支店
(名古屋市中区栄四丁目1番8号(栄サンシティービル内))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年6月29日開催の当社第105期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の配当の件

期末配当に関する事項

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株につき金45円 総額12,492,563,490円

効力発生日

2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、所要の定款変更を行うものであります。

第3号議案 取締役13名選任の件

取締役として、辻 範明、池上 一夫、谷 淳一、谷 信弘、村川 俊之、榎岡 祥之、古泉 正人、熊野 聡、一村 一彦、長崎 真美、小椋 敏勝、藤井 晋介、伊澤 透を選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役として、福井 義高、磯田 光男を選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	2,450,263	1,136	0	(注) 1	可決 (99.76%)
第2号議案	2,449,744	1,648	0	(注) 2	可決 (99.74%)

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第3号議案				(注) 3	
辻 範明	2,379,276	72,115	0		可決 (96.87%)
池上 一夫	2,339,598	111,796	0		可決 (95.26%)
谷 淳一	2,364,286	87,110	0		可決 (96.26%)
谷 信弘	2,364,379	87,017	0		可決 (96.27%)
村川 俊之	2,433,823	17,573	0		可決 (99.09%)
檜岡 祥之	2,434,054	17,342	0		可決 (99.10%)
古泉 正人	2,433,955	17,441	0		可決 (99.10%)
熊野 聡	2,434,054	17,342	0		可決 (99.10%)
一村 一彦	2,440,834	10,563	0		可決 (99.38%)
長崎 真美	2,368,950	82,447	0		可決 (96.45%)
小椋 敏勝	2,440,720	10,677	0		可決 (99.38%)
藤井 晋介	2,440,931	10,466	0		可決 (99.38%)
伊澤 透	2,449,516	1,882	0		可決 (99.73%)
第4号議案				(注) 3	
福井 義高	2,449,535	1,869	0		可決 (99.73%)
磯田 光男	2,449,508	1,896	0		可決 (99.73%)

(注) 1. 第1号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 第2号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

3. 第3号議案及び第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

4. 賛成の割合につきましては、本総会当日出席の株主全員の議決権数を母数に加算して計算しております。また、無効となった議決権の個数も母数に加算しております。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。